

（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業

入札説明書

平成 1 6 年 7 月

千葉県水道局

—目次—

はじめに	1
第1章 事業概要	2
1 事業内容に関する事項	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業の目的	2
(3) 事業に関係する主な法令等	3
(4) 事業場所及び立地条件	3
(5) 事業の内容	4
2 事業日程(予定)	6
第2章 事業者の募集及び選定	7
1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)	7
2 入札に参加する者に必要な資格	8
(1) 基本的要件	8
(2) 参加資格要件	8
(3) 名簿への搭載手続	11
3 事業者の募集手続等	12
(1) 入札説明書等に関する事項	12
(2) 入札参加資格の確認	16
(3) 入札方法等	18
(4) 開札	22
(5) 落札者決定・公表	23
(6) 基本協定の締結	23
(7) 事業契約締結	23
4 落札者の決定方法等	23
(1) 委員会	23
(2) 落札者の決定及び公表	24
5 契約に関する基本的な考え方	24
(1) 基本協定の締結	24
(2) 特別目的会社の設立等	24
(3) 事業契約の締結	25
第3章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	27
第4章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28

1	法制上、税制上の措置に関する事項.....	28
2	財政上、金融上の支援に関する事項.....	28
第5章	その他事業の実施に関し必要な事項.....	29
1	生活環境影響調査.....	29
2	県水道局と金融機関との協議.....	29
3	入札説明書に関する問い合わせ先.....	29

はじめに

(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業入札説明書(以下「入札説明書」という)は、千葉県水道局(以下「県水道局」という。)が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として特定事業の選定を行った、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業(以下「本件事業」という。)に対して平成16年7月6日付け千葉県水道局一般競争入札広告第1号により公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)についての説明書である。

当該入札に係る調達は、1994年4月1日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

入札説明書に添付されている、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の業務要求水準書(以下「業務要求水準書」という。)、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)、及び(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の様式集及び記述要領(以下「様式集」という。)は一体のものとする(以下「入札説明書等」という。)。

第1章 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業

(2) 事業の目的

県水道局は、「将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給し続ける」ことを事業運営の基本理念としており、この基本理念実現のため「安定給水の確保」、「安全で良質な水の供給」、「緊急時対策の推進」、「需要者サービスの向上と経営の改善」の4つの事項を基本方針として、主要施策の推進と財政の健全運営に全力をあげて取り組んでいる。

(仮称)江戸川浄水場は、老朽化した古ヶ崎浄水場と栗山浄水場を統合し、運転管理の効率化を図るとともに、高度浄水処理の導入や施設の耐震化など、より一層安全で良質な水の安定的な供給を目指し建設するものである。

本件事業は、高濃度の汚泥を処理する濃縮施設を新設し、低濃度の汚泥は既存の濃縮施設を継続使用するとともに、それぞれの汚泥を処理する脱水施設を新設し、あわせて施設の維持管理・運営と発生土の再生利用業務を実施するものである。

浄水場から発生する汚泥は、水道水を製造する過程で生じる副産物であるが、その再生利用技術は未だ発展途上であることに加え、発生量が気象条件により異なり予測が困難であること、原水を表流水に依存する限り半永久的に発生することから、環境への負荷の少ない循環型利用を検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、県水道局は、(仮称)江戸川浄水場の排水処理施設の建設及び維持管理運営、さらに、発生土の再生利用について民間事業者の技術力やノウハウの活用を進め、長期安定的に排水処理業務を行うこととし、ひいては水道事業の経営の効率化に貢献できるためPFI手法を導入することとした。

(3) 事業に係る主な法令等

P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号以下「基本方針」という。)のほか、次に掲げる関連の各種法令等を遵守すること。

ア 水道法(昭和32年6月15日法律第177号)

イ 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)

ウ 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)

エ 河川法(昭和39年7月10日法律第167号)

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和45年12月25日法律第137号)

カ 電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)

キ 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)

ク 水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)

ケ 大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)

コ 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)

サ 振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)

シ 悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)

ス 千葉県環境基本条例(平成7年3月10日条例第2号)

セ その他関係法令、条例等

1 (仮称)江戸川浄水場排水処理施設は、水道法上の水道施設であり、また、水質汚濁防止法上の特定施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の産業廃棄物処理施設に該当する

2 本件事業の遂行に必要な許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

(4) 事業場所及び立地条件

ア 施設の立地条件

(ア) 事業用地 千葉県松戸市下矢切 1420 番地先 ((仮称)江戸川浄水場内)

(イ) 敷地面積

新設施設の敷地面積(建設用地) 約 5,000m²

既存施設の敷地面積 約 9,000m²

(ウ) 地域地区等

市街化調整区域

(エ) 河川法

河川法に関する条件は次のとおりである。

- ・高規格堤防完成前（新設施設の設計及び建設期間）

新設施設区域の一部が河川保全区域内に位置する。（業務要求水準書別紙 1 参照）新設施設を河川保全区域内に建設する場合は、河川法第 55 条の許可が必要である。

- ・高規格堤防完成後（維持管理・運営期間）

高規格堤防特別区域に指定されるので、掘削工事等を行う場合は、河川法第 26 条の許可が必要となる。

上記の河川法に関する許可は県水道局が取得するが、事業者は、許可の取得に必要な図面等を提供すること。

イ 土地の取得等に関する事項

排水処理施設の敷地は県水道局の所有地であるが、事業者は本件事業の実施に必要な範囲において土地を無償で利用できるものとする。

(5) 事業の内容

ア 事業方式

本件事業は、事業者が新設施設及び更新施設を設計・建設した後、施設の所有権を千葉県に移転し、既存施設と合わせて維持管理・運営を行う B T O 方式（Build-Transfer-Operate）とする。

イ 事業期間

本件事業の事業期間は、本契約締結日から平成 39 年 9 月 30 日までの期間までとする。

ただし、新設施設の整備期間については、平成 19 年 9 月 30 日までとする。

ウ P F I 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりである。なお、詳細については、事業契約書（案）及び業務要求水準書を参照すること。

(ア) 排水処理施設の整備等業務

- a 新設施設の設計及び建設業務
- b 既存施設に付属する設備の更新等業務
- c 既存の脱水設備等の撤去業務
- d 工事監理、各種許認可申請等業務
- e 新設施設及び更新施設の引渡し及び所有権移転

(イ) 排水処理施設の維持管理及び運営業務

- a 全体施設の維持管理業務
- b 排水処理業務
- c 上澄水の返送業務
- d 発生土再生利用業務

エ 業務の要求水準

業務要求水準書によるものとする。

オ 事業者の収入

本件事業における事業者の収入は、上記ウの各業務において事業者が県水道局に提供したサービスに対する対価として県水道局が事業者を支払うサービス購入料である。なお、発生土を有価利用した場合の収入は事業者の収入とする。

サービス購入料の概要は、次のとおりとし、詳細については、事業契約書(案)別紙 9「サービス購入料について」及び別紙 10「サービス購入料の改定について」を参照すること。

なお、事業者の提案により既存施設に付属する設備の更新等を 1 年以内に行う場合は、その工事費に係る対価の支払い方法は、既存の脱水設備等の撤去費に係る対価の支払い方法(事業契約書(案)別紙 9 2(2)ア(ウ)参照。)と同じとする。

- (ア) 排水処理施設整備等の費用に係る対価
 - a 新設施設建設工事費
 - b 既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費
 - c 既存の脱水設備等の撤去費
- (イ) 排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価
 - a 維持管理費
 - b 運営費（発生土の再生利用業務を除く）
- (ウ) 発生土の再生利用業務費に係る対価
 - a 搬出・運搬費
 - b 再生利用費
 - c 管理費

2 事業日程（予定）

本件事業の事業期間は約 22 年 7 ヶ月とし、その概要は次のとおりである。なお、詳細については事業契約書（案）別紙 1「事業日程」を参照すること。

ア 事業契約の締結

事業契約締結 平成 17 年 3 月

イ 事業期間

設計・建設期間

- ・新設施設の整備等 平成 17 年 3 月～平成 19 年 9 月
- ・既存脱水設備等の撤去 平成 19 年 10 月～平成 20 年 9 月
- ・既存施設に付属する設備の更新 平成 19 年 10 月～平成 21 年 9 月

引渡し・所有権移転期限

- ・新設施設 平成 19 年 9 月
- ・更新施設 平成 21 年 9 月

維持管理・運営期間 平成 19 年 10 月～平成 39 年 9 月（20 年間）

第2章 事業者の募集及び選定

本件事業の落札者の選定は、価格のほかに事業の安定性や発生土の再生利用などを総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によって行う。

なお、本件事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業の募集・選定スケジュールについては、次のとおりとする。

ア 入札公告	平成16年7月6日(火)
イ 入札説明書等の閲覧	7月6日(火)～16日(金)
ウ 関係書類の有償頒布の申込み	7月7日(水)～13日(火)
エ 入札説明会及び現況調査の申込み	7月7日(水)～15日(木)
オ 関係書類の有償頒布	7月21日(水)
カ 入札説明会	7月22日(木)
キ 現況調査	7月23日(金)
ク 質問の受付	7月26日(月)～28日(水)
ケ 質問に対する回答	
(参加表明及び資格確認に関すること)	8月20日(金)
(参加表明及び資格確認に関すること以外)	8月27日(金)
コ 参加表明書、資格確認申請書の受付	8月31日(火)～9月2日(木)
サ 資格確認結果の通知	9月17日(金)
シ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明の受付	
	9月17日(金)～29日(水)
ス 理由説明の回答	9月22日(水)～10月1日(金)
セ 入札書類の受付・開札	10月5日(火)
以下のスケジュールは予定です。	
ソ 審査結果の公表	12月下旬
タ 基本協定締結	平成17年1月中旬
チ 事業契約締結	3月下旬
(金融機関との直接協定締結)	平成17年6月頃)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 基本的要件

ア 入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という）又は複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という）とする。

なお、応募グループにあっては、応募グループを構成する企業（以下下記（2）ウ（ア）a（c）を除き、「構成員」という）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という）を定めることとし、当該代表企業が入札手続を行うものとする。

イ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）の提出時に、応募企業又は構成員及び協力企業（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）の名称及び携わる業務等を明らかにすること。

なお、応募企業、構成員又は協力企業のうちのいずれかが、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務は、業務範囲を明確にした上で応募企業、構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。

ウ 参加表明書等を提出した後は、代表企業の変更を認めない。また、代表企業を除く構成員及び協力企業の変更も原則として認めないものとする。

エ 応募企業又は構成員は、他の応募グループの構成員又は協力企業になることはできない。ただし、維持管理・運営業務のうち、発生土再生利用業務については、この限りでない。

(2) 参加資格要件

ア 応募企業、構成員及び協力企業に共通の参加資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 参加表明書等の提出期限日から入札日までの間に県の指名停止措置を受けていない者であること。

なお、入札日から落札決定の日までの間に、県の指名停止措置を受けた場合は、当該入札参加者は失格とする。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て

が行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

(エ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

(オ) 参加表明書等の提出期限日から過去1年間に係る法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(カ) 本件事業のアドバイザー業務に関与した、株式会社三菱総合研究所、三井安田法律事務所若しくは日本上下水道設計株式会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある次の各号に掲げる者でないこと。

- a アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- b アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- c 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

イ 応募企業及び代表企業に共通の参加資格要件

応募企業及び代表企業は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿又は千葉県物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されていること。

ウ 各業務を行う者の参加資格要件

(ア) 施設整備業務

a 共通要件

施設整備業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

- (a) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されていること。
- (b) 開札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以後に建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、各業種ごとに示す総合評定値又は総合評点(客観点数)を上回っていること。ただし、設計業務は除くものとする。
- (c) 平成6年度以降に、工事が完了し、引渡しが済んだ上下水道又は工業用

水道の日量 1 万立方メートル以上の主要な各施設の整備を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）として施工した実績を有すること。

- (d) 設計業務を除く各施設整備業務に係る主任技術者又は監理技術者は、上記（c）に規定する工事の実績がある者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあつては、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。

b 設計業務

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

c 土木工事

- (a) 建設業法第 3 条の規定により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 総合評定値又は総合評点（客観点数）が 920 点以上であること。
- (c) 監理技術者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

d 建築工事

- (a) 建設業法第 3 条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 総合評定値又は総合評点（客観点数）が 850 点以上であること。
- (c) 監理技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

e 機械器具設置工事

- (a) 建設業法第 3 条の規定により、機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 総合評定値又は総合評点（客観点数）が 940 点以上であること。

f 電気工事

- (a) 建設業法第 3 条の規定により、電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 総合評定値又は総合評点（客観点数）が 860 点以上であること。
- (c) 監理技術者は、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を

有する者であること。

(イ) 維持管理・運營業務

維持管理・運營業務のうち保守管理業務、排水処理業務及び上澄水の返送業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

- a 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されていること。
- b 平成 6 年度以降に、上下水道又は工業用水道の排水処理施設の運転管理業務実績を有すること。

(3) 名簿への登載手続

千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿又は千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されていない企業が入札に参加する場合は、次により当該名簿への登載の手続を行い、参加表明書等を提出する時までに当該名簿に登載されていなければならない。

ア 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿

(ア) 名簿登載の受付期間等

- a 受付期間
平成 16 年 7 月 15 日（木）及び 16 日（金）
- b 受付時間
午後 1 時から午後 3 時まで
- c 受付場所
新都市ビル 8 階 経営事項審査室
千葉市中央区中央 4 丁目 13 番 28 号
- d 予約・問い合わせ先
千葉県県土整備部建設・不動産課
電話 043-223-3113

(イ) 名簿への登載

申請書を受理した月の翌々月の 1 日以降に登載する。

イ 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）

(ア) 名簿登載の受付日等

- a 受付日
毎月の第 1、第 2 及び第 3 火曜日（ただし、これらの日が千葉県の休日に当たる場合は、その翌日とする。）

b 受付時間

午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで

午後 1 時から 4 時まで

c 受付場所

千葉県庁 中庁舎 6 階 総務部管財課入札室

千葉市中央区市場町 1 丁目 1 番

d 問い合わせ先

千葉県総務部管財課財産管理室

電話 043-223-2096

(イ) 名簿への登載

申請書を受理した月の翌月の 1 日以降に登載する。

3 事業者の募集手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札公告

入札公告は平成16年 7 月 6 日とし、県報及び県水道局ホームページにおいて公表する。入札説明書等については、県水道局ホームページにおいて公表する。

ホームページアドレス <http://www.pref.chiba.jp/suidou/index.html>

イ 入札説明書等の閲覧

(ア) 閲覧期間

平成16年 7 月 6 日 (火) ~ 平成16年 7 月16日 (金)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(イ) 閲覧時間

午前 9 時 ~ 正午及び午後 1 時 ~ 午後 5 時

(ウ) 閲覧場所

千葉県水道局技術部計画課技術管理室

千葉市中央区長洲1丁目9番1号 県庁南庁舎 5 階

電話 (043) 223 - 4473 (直通)

なお、原則として入札説明書等の配布はしないので、必要に応じて県水道局のホームページからダウンロードすること。また、閲覧に供する資料は、県水道局ホームページに登載するものと同ーである。

ウ 関係資料の有償頒布

平成15年11月7日(月)に、本件事業の実施に必要となる図面等の有償頒布を行ったが、同じ資料及び追加資料の有償頒布を行う。

(ア) 申込期間

平成16年7月7日(水)～7月13日(火)(必着)

(イ) 有償頒布

平成16年7月21日(水)

(ウ) 頒布場所

〒260-0023 千葉市中央区出洲港11-2

財団法人千葉県建設技術センター 電話043-247-0207

(エ) 申込方法

「(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業に関する参考資料集購入申込書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、Eメール、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に規定する信書便(以下「信書便」という)により千葉県水道局技術部計画課あてに申し込むこと。(電話又はファクシミリによる申し込みは不可とする。)

Eメールアドレス: edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

〒260-8650 千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県水道局技術部計画課技術管理室あて

エ 入札説明会

(ア) 日時

平成16年7月22日(木)14時00分～(受付開始13時15分～)

(イ) 場所

栗山浄水場 会議室(松戸市栗山198)

(ウ) 申込期日

平成16年7月7日(水)～15日(木)

午後5時まで(必着)

(エ) 申込方法

「入札説明会参加申込書」(別紙様式2)に必要事項を記入の上、Eメール、郵便又は信書便により千葉県水道局技術部計画課あてに申し込むこと。(電話又はファクシミリによる申し込みは不可とする。)

E メールアドレス：edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

〒260-8650 千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県水道局技術部計画課技術管理室あて

(オ) 注意事項

説明会当日は、本件入札説明書は配布しないので、千葉県のホームページからダウンロードして持参すること。

事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できない。

(カ) 説明会会場への交通

北総・公団線「矢切駅」から徒歩7分程度。(車での来場は不可。)

オ 現況調査

新設施設等の建設用地、既存施設の状態等の現況調査を希望する場合は、「現況調査実施申込書」(別紙様式3)に必要事項を記入の上、Eメールにより千葉県水道局技術部計画課あてに申し込むこと。(電話、ファクシミリ、郵便又は信書便による申し込みは不可とする。)

E メールアドレス：edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

(ア) 現況調査日

平成16年7月23日(金)

(イ) 申込期日

平成16年7月7日(水)～15日(木)午後5時まで

(ウ) 注意事項

事前に申し込まずに、当日来場しても現況調査には参加できない。

カ 汚泥等の提供

(ア) 申込期間

平成16年7月7日(水)～7月15日(木)

午後5時まで(必着)

(イ) 提供日時

平成16年7月26日(月)～28日(水) 午後1時～午後4時

浄水場や排水処理施設の運転管理上の都合により、日時を変更することがある。

(ウ) 申込方法

「汚泥等提供申込書」(別紙様式4)に必要事項を記入の上、Eメールに

より千葉県水道局技術部計画課技術管理室あてに申し込むこと。（電話、ファクシミリ、郵便又は信書便による申し込みは不可とする。）

Eメールアドレス：edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

（エ）提供試料及び提供場所

提供試料及び提供場所は次のとおりとする。採取方法等の詳細については、申込者に対してEメールにより連絡する。

- | | |
|----------------|---|
| a 河川原水 | （栗山浄水場沈砂池） |
| b 高速凝集沈でん池引抜汚泥 | （栗山浄水場内） |
| c 排水排泥池汚泥 | （栗山浄水場排水処理施設内） |
| d 1次濃縮槽引抜汚泥 | （ " ） |
| e 2次濃縮槽引抜汚泥 | （ " ） |
| f 遠心分離器ろ液 | （ " ） |
| g 上澄水槽返送水 | （ " ） |
| h 浄水場発生土 | （ " ） |

（オ）費用負担等

汚泥等の試料は無料で提供するが、採取、運搬、処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は汚泥の提供を受ける者の負担とする。

（カ）注意事項

県水道局から提供される汚泥等については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分すること。

浄水場や排水処理場施設の運転管理上の都合により、希望する量を提供できないことがある。

キ 質問及び回答

入札説明書等に記載している内容に対する質問事項がある場合は、質疑応答を次のとおり行う。

（ア）質問の方法

- a 参加表明及び資格確認に関する質問については、「参加表明及び資格確認に関する質問書」（別紙様式5）に記入し提出すること。
- b その他の質問については、添付資料一覧（P29）に記載する資料ごとに「入札説明書等に関する質問書」（別紙様式6-1から6-6）に記入し提出すること。

と。

c 受付期間

平成16年 7月26日(月)～7月28日(水)

d 提出方法

Eメールにより提出すること。

(ソフトはE X C E L 2 0 0 2〔Windows版〕対応とする。)

e 提出先

千葉県水道局技術部計画課技術管理室

Eメールアドレス: edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

(イ) 回答

質問に対する回答書を、県水道局ホームページに登載すると共に閲覧に供する。

a 参加表明及び資格確認に関する質問に対する回答

県水道局ホームページの登載 平成 16 年 8 月 20 日(金)

閲覧期間 平成 16 年 8 月 20 日(金)～平成 16 年 9 月 2 日(木)

b その他の質問に対する回答

県水道局ホームページの登載 平成 16 年 8 月 27 日(金)

閲覧期間 平成 16 年 8 月 27 日(金)～平成 16 年 10 月 5 日(火)

c 閲覧日

上記の閲覧期間の内、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

d 閲覧時間

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時

e 閲覧場所

千葉県水道局技術部計画課技術管理室

f その他

再質問については認められない。

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、参加表明書等を提出し入札参加資格の確認を受けることを要する。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 参加表明書等の受付期間、場所及び方法

(ア) 受付期間

平成16年 8 月31日（火）～平成16年 9 月 2 日（木）

午前10時～正午及び午後1時～午後5時（厳守）

(イ) 受付場所

千葉県水道局技術部計画課技術管理室

(ウ) 提出方法

参加表明書等の提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、郵便、信書便、ファクシミリ又はEメールによる提出は認められない。

(エ) 入札参加資格の確認基準日

平成16年 9 月 6 日（月）

イ 参加表明書等は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成16年 9 月17日（金）までに発送する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出日時

平成16年 9 月17日(金)～ 9 月29日(水)

（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時（厳守）

(イ) 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参すること。郵便、信書便、ファクシミリ又はEメールによる提出は認められない。

(ウ) 提出場所

千葉県水道局技術部計画課技術管理室

(エ) 回答

説明要求があった日を含め、土曜日、日曜日及び祝日を除く 3 日以内に回答する。

オ 入札参加資格確認後は、応募企業、応募グループの各構成員又は入札参加資格の確認を受けた協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は原則認めない。

カ 入札参加を辞退する場合

参加表明以後、入札参加者が入札（提案書の提出）を辞退する場合は、入札辞退届（様式集の様式2）を入札執行の完了に至るまでに千葉県水道局管理部財務課経理室（千葉市中央区長洲1丁目9番1号 県庁南庁舎5階）に直接持参、又は郵便若しくは信書便（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。

キ 入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という）は、入札に参加することはできない。

なお、入札日以降落札者の決定日までに、入札を行った者が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ク その他

（ア）参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）県水道局は、提出された参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

（3）入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類」という。）を次により提出すること。

ア 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）

（ア）日時

平成16年10月5日（火） 午前10時から午後2時まで

（イ）場所

千葉県水道局管理部財務課経理室

千葉市中央区長洲1丁目9番1号 県庁南庁舎5階

なお、入札書類のうち本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）については、様式集に定められた部数を提出すること（郵便又は信書便により提出する場合も同じ）。

イ 入札書類を郵便又は信書便により提出する場合

(ア) 日時

平成16年10月4日(月)午後5時まで(必着)

(イ) 送付先

〒260-8650 千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県水道局管理部財務課経理室あて

「(仮称)江戸川浄水場排水処理施設特定事業入札書類在中」と朱書きの上、郵便の場合は書留により、信書便の場合は書留に相当する方法により送付すること。

ウ 入札に当たっての留意事項

(ア) 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し、入札公告に示した日時までに持参、郵便又は信書便により提出すること(電報又はファクシミリによる提出は認められない)。なお、入札書は封かんの上、提出すること。

入札書類の提出に当たっては、入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参すること。郵便又は信書便により提出する場合も、当該写しを入札書類に同封すること。

(エ) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。ただし、郵便又は信書便による入札の場合は、委任状(開札に立ち会う者の委任状)を入札書類に同封すること。

なお、入札時には身分を証明できるもの(運転免許証等)を持参すること。

(オ) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a 契約予定額の上限

契約予定額の上限は次のとおりである。

契約予定額の上限 13,324,838,500円

この契約予定額の上限には、消費税及び地方消費税を含み、物価変動率を含まない。なお、県水道局の算定根拠は公表しない。

b 入札金額の記載

入札金額は、様式集の様式6-3-7中「各回県水道局支払額計(消費税及び地方消費税抜き)」の行の合計額(20年分)に「各回県水道局支払額計にかかる消費税及び地方消費税」の行の合計額(20年分)を加えた額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

(a) 次の(b)及び(c)を除く排水処理施設整備等の費用に係る対価については、基準金利0.765%(東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成16年6月1日のTSR6ヶ月LIBORベース5年物〔円・円〕金利スワップレートの仲値)に、様式集の様式6-2-11で提案したスプレッドを加えたものとする。

(b) 既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費に係る対価の初めの3年については、基準金利0.385%(東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成16年6月1日のTSR6ヶ月LIBORベース3年物〔円・円〕金利スワップレートの仲値)に、様式集の様式6-2-11で提案したスプレッドを加えたものとする。

(c) 既存の脱水設備等の撤去費に係る対価の初めの4年については、基準金利0.568%(東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成

16年6月1日のTSR6ヶ月LIBORベース4年物(円-円)金利スワップレート
の仲値)に、様式集の様式6-2-11で提案したスプレッドを加えたもの
とする。

(ク) 入札執行回数

1回とする。

(ケ) 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

県水道局が提示した参考図書等の著作権は県水道局に帰属する。また、入
札に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本件事業の公
表その他県水道局が必要と認めるときは、県水道局は提案資料の全部又は一
部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本件事業の
公表以外に使用せず、一式を除いて、落札者決定後に返却する。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法
令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方
法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

c 県水道局からの提示資料の取扱い

県水道局が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用するこ
とはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正につ
いてはこの限りではない。

(コ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通
貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(サ) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

入札保証金は免除とする。

b 契約保証金

P F I 事業者は、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとることとする。

(a) 契約保証金を納付する場合

事業者は、本件建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10パーセントに相当する金額以上の契約保証金を事業契約締結時に納付すること。なお、契約保証金は、本件工事期間中（事業契約締結日から新施設及び更新施設の引渡し、並びに既存の脱水設備等の撤去等の完了時までをいう。）返還しない。また、利息等の付与も行なわない。

(b) 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、本件建設工事費等相当額並と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10パーセントに相当する金額以上の金額（証券の場合は額面金額）を、本件工事期間中、提供・保証すること。

ア) 千葉県債証券の提供

イ) 利付国債証券の提供

ウ) 政府保証のある利付債券の提供

エ) 県水道局長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証の差し入れ

(c) 契約保証金を免除する場合

県水道局長が確実と認める内容の履行保証保険の付保（事業契約書（案）第78条第2項及び第3項参照。）

(4) 開札

ア 日時

平成16年10月 5 日（火）

午後 3 時（受付開始午後 2 時 3 0 分）

イ 場所

千葉県水道局入札室

〒 2 6 0 - 8 6 5 0 千葉市中央区長洲1丁目9番1号 千葉県庁南庁舎 5 階

ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

エ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格がない者のした入札

(イ) 委任状を持参しない代理人がした入札

(ウ) 所定の日時までに所定の場所に到着しなかった郵便又は信書便による入札

(エ) 応募グループにあたっては、代表企業以外の者のした入札

(オ) 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(カ) 記名押印のない入札書による入札

(キ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

(ク) 入札参加者及びその代理人のした2以上の入札

(ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者決定・公表

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の提案書について総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成16年12月を目途に県水道局のホームページにて公表する。

(6) 基本協定の締結

落札者は、落札決定後、県水道局とすみやかに基本協定を締結しなければならない。

(7) 事業契約締結

PFI事業者は、平成17年3月末までに県水道局と事業契約を締結しなければならない。

4 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と事業提案審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 委員会

審査は、「千葉県水道局（仮称）江戸川浄水場排水処理施設PFI事業者推

進委員会」（平成16年6月13日設置。以下「委員会」という。）が落札者決定基準に基づき行う。

〔委員会の構成〕

委員長	山内 弘隆	（一橋大学大学院 商学研究科教授）
副委員長	前田 博	（三井安田法律事務所 弁護士）
委員	茂庭 竹生	（東海大学 工学部教授）
	田中 英隆	（株式会社格付投資情報センター ストラクチャードファイナンス本部長）
	中山 充史	（千葉県総合企画部 次長）
	秋田谷 藤志	（千葉県水道局 技術部長）

（２）落札者の決定及び公表

（ア）落札者の決定

県水道局は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

（イ）結果及び評価の公表

県水道局は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、県水道局のホームページ等で公表する。

５ 契約に関する基本的な考え方

（１）基本協定の締結

県水道局は落札者と基本協定を締結する。ただし、落札者が基本協定締結時までの間に千葉県の指名停止措置を受けた場合には、基本協定及び事業契約を締結しない。

また、落札者が事業契約を締結しない場合、落札金額の範囲内で、定量化審査の得点の高いものから順に契約交渉を行うことがある。（地方自治法施行令第167条の２に基づく随意契約）

（２）特別目的会社の設立等

ア 出資の条件等

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として商法（明治32年3月9日法律第48号）に定める株式会社を設立するものとする。県水道局は、落札者と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった応募企業又は応募グループの構成員は必ず特別目的会

社に出資することとし、応募企業又は構成員の議決権が全体の50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

応募企業又は構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県水道局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

イ 有資格者の配置等

- a 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づく技術管理者は特別目的会社の専属の従業員とし、特別目的会社に常駐するものとする。
- b 電気主任技術者を置くこと。また、自家用電気工作物保安規程を定めること。
- c 工事監理者が所属する企業が建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(3) 事業契約の締結

P F I 事業者は、事業契約締結までに第2章3(3)ウ(サ)bに記載の契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をし、千葉県を相手方として、事業契約を締結しなければならない。なお、本件事業については、事業契約締結のための千葉県議会の議決を要しない。

(ア) 事業契約書の内容変更

P F I 事業者との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(イ) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係るP F I 事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び県水道局の弁護士費用は除く）は、事業者の負担とする。

(ウ) P F I 事業者の事業契約上の地位

県水道局の事前の承諾がある場合を除き、P F I 事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(エ) その他

P F I 事業者は、事業契約締結までに様式集の様式6-3-3に記載した搬

出・運搬単価及び再生利用単価についての詳細な積算根拠を県水道局に提出すること。

第3章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、県水道局と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第4章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上、税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、施設の整備、維持管理及び運営における、事業者による県水道局所有財産の無償使用がある。

2 財政上、金融上の支援に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し県水道局は事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとする。

現時点で想定される財政上及び金融上の支援等は、日本政策投資銀行による（民間資金活用型社会資本整備）に係る融資である。

入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わないものとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせること。（無利子融資制度は、平成18年3月31日までの時限措置である。）

本件事業は国庫補助対象事業ではない。また、県水道局として補助金、出資等の支援は行わない。

第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 生活環境影響調査

本件事業における施設整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となる。事業者は本件の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本件事業は環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはならない。

2 県水道局と金融機関との協議

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について事業者は資金提供を行う金融機関と県水道局で協議を行うことがある。

3 入札説明書に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

千葉県水道局技術部計画課技術管理室

電 話 0 4 3 - 2 2 3 - 4 4 7 3（直通）

Eメール edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.jp/suidou/index.html>

○ 別添資料

- 資料 1 様式集及び記述要領
- 資料 2 業務要求水準書
- 資料 3 落札者決定基準
- 資料 4 事業契約書（案）
- 資料 5 基本協定書（案）

Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Shigeo Aihara,
Commissioner of Chiba Prefectural Waterworks Bureau
- (2) Subject matter of the contract: PFI based design, construction, operation
and maintenance of the sludge treatment facility of Edogawa Water
Purification Plant (provisional name) (BTO Scheme)
- (3) Time-limit for the submission of application forms and relevant
documents for the qualification: 5:00 P.M., 2 September, 2004
- (4) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 P.M., 5 October, 2004
(tenders submitted by mail 5:00 P.M., 4 October, 2004)
- (5) Contact point of the notice: Finance Division, Administration Department,
Chiba Prefectural Waterworks Bureau, Nagazu 1 - 9 - 1, Chuou-ku,
Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8650, Japan TEL 043 - 223 - 4413

(別紙様式1)
平成 年 月 日

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業に関する参考資料集購入申込書

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業に関する参考資料集の購入について、次のとおり申し込みます。

企業名・営業所名	担当者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	購入部数		
							Aセット	Bセット	Cセット

Aセットは全資料、Bセットは前回(平成15年11月7日)頒布時から追加した資料です。Cセットは電子データをCD-ROMにより頒布します。
頒布資料の内容は下表のとおりです。

資料名	Aセット (全部)	Bセット (追加)	Cセット (電子データ)	備 考
1 排水処理関係				
低濃度汚泥 排水処理過去実績集計表(年)	○	△		Aセット:H4.4～H16.3 Bセット:H15.10～H16.3(前回はH4.4～H15.9)
低濃度汚泥 排水処理過去実績集計表(月)	○	△		〃
低濃度汚泥 排水処理実績	○	△	○	Aセット:H4.4～H16.3 Bセット:H15.10～H16.3(前回はH4.4～H15.9) Cセット:H4.4～H16.3の電子データ(excel)
1次・2次濃縮槽の引抜濃度及び引抜量	○	○	○	Aセット及びBセット:H13.4～H16.3 Cセット:H13.4～H16.3の電子データ(excel)
上澄水返送濁度	○	○	○	(前回はH14.4～H15.9の引抜濃度のみで、今回は引抜量を追加したことからAとBは同じ資料とした。)
低濃度汚泥試験結果	○	×		Aセット及びBセット:H13.4～H16.3 Cセット:H13.4～H16.3の電子データ(excel)
2 排水処理施設電気・機械設備関係資料				
既設排水処理設備ー処理フローシート	○	×		
単線結線図	○	×		
3 図面類				
栗山浄水場排水処理管理室築造工事竣工図	○	×		
栗山浄水場排水処理場内連絡管工事竣工図	○	×		
栗山浄水場汚水池及び1・2次濃縮槽築造工事竣工図	○	×		
坂川改修工事に伴う導水施設改築工事(その2)	○	×		坂川改修工事に伴う導水施設改築水管橋製作並びに架設工事完成図から名称を修正した。 図面の内容は前回と同じ。
第2次拡張沈砂池築造工事	○	○		A及びBセットは同じ図面
除砂設備設置工事	○	○		〃
汚水池オーバーフロー管設置工事	○	○		〃
取水場排水樋管構造図	○	○		〃
新設沈砂池返送管配管図	○	○		〃
栗山浄水場排水処理場現況測量平面図・座標一覧表	○	×		
排水処理施設事業用地平面図・断面図	○	○	○	前回配布した江戸川左岸及び坂川右岸用地平面図・横断面図を修正したもの A及びBセットは同じ図面。CセットはCADデータ
4 地質調査				
ボーリング柱状図	○	×		
各種試験データ	○	○		A及びBセットは同じデータ(内容は、現場透水試験、孔内水平載荷試験及び室内土質試験)
矢切取水場並びに栗山浄水場排水処理場地質調査結果(※1)	○	×		
地質断面図(※1)	○	×		
5 電波障害調査資料	○	○		

※1 地質調査結果及び地質断面図は、参考資料として提供するものであり事業契約書(案)第11条第1項の「入札説明書等に添付された測量又は地質調査その他の調査」に含まれないものとします。

考え方は、事業契約書(案)に対する意見回答NO.42を参照してください。

※2 Bセットの△は、追加部分のみを配布します。

※3 前回配布した既設機械関係一覧表は、業務要求水準書に添付したことから、配布を取りやめました。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

入 札 説 明 会 参 加 申 込 書

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の入札説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

企業名	営業所・部署名	担当者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス

参加者役職	参加者氏名

* 会場の都合上、1社あたりの参加人数の制限や時刻の変更をすることがあります。

(別紙様式3)

平成 年 月 日

現 況 調 査 実 施 申 込 書

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の現況調査について、次のとおり申し込みます。

企業名	営業所・部署名	担当者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス

調査者役職	調査者氏名

* 集合場所及び調査時間については、7月20日（火）までに上記のE-mailアドレスあてに連絡します。

* 申し込みの状況によっては、調査日を変更することがあります。

汚泥等提供申込書

平成 年 月 日

(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業に関する汚泥等の提供を下記のとおり申し込みます。

企 業 名		
責 任 者 名		
連 絡 先	住 所	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	Eメールアドレス	
希 望 日	希望日 月 日 ()	
提供希望量 ※提供を希望する汚泥等に希望量を記入してください。	① 河川原水	希望量
	② 高速凝集沈でん池引抜汚泥	希望量
	③ 排水排泥池汚泥	希望量
	④ 1次濃縮槽引抜汚泥	希望量
	⑤ 2次濃縮槽引抜汚泥	希望量
	⑥ 遠心分離器ろ液	希望量
	⑦ 上澄水槽返送水	希望量
	⑧ 浄水場発生土	希望量
汚 泥 等 の 運 搬 方 法		
汚 泥 等 の 処 分 方 法		

※汚泥等の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は提供場所に必ず立ち会うこと。

※汚泥等の搬出方法及び処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがある。

※提供希望量については、20リッターポリ容器10本、200リットルドラム缶4本、タンクローリー1.5m³等、量がわかるように記載すること。

平成16年 月 日

参加表明及び資格確認に関する質問書

(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の参加表明及び資格確認に関し、質問がありますので提出します。

質問者	会 社 名						
	所 在 地						
	所属／担当氏名						
	電 話 番 号						
	F A X 番 号						
	Eメールアドレス						
資料名・頁・項目番号	整理番号	資料名	頁				質問内容
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						

※) 質問は、各項目ごとに欄を分けて、簡潔にとりまとめて記載すること。

※) 質問項目が11以上ある場合は、行を追加して記載すること。

平成16年 月 日

入札説明書等に関する質問書
(基本協定書(案)に関する質問)

平成16年7月6日に公表された(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業の基本協定書(案)について、質問がありますので提出します。

質 問 者	会 社 名					
	所 在 地					
	所属/担当氏名					
	電 話 番 号					
	F A X 番 号					
	Eメールアドレス					
項 目 番 号	整理 番号	頁	条	項		質問内容
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					

※) 質問は、各項目ごとに欄を分けて、簡潔にとりまとめて記載すること。

※) 質問項目が11以上ある場合は、行を追加して記載すること。